

市が設置している水沢地域内の公の施設

1 地区センター

名称	場所	電話
奥州市水沢地区センター	奥州市水沢字聖天85番地 2	23-3165
堀ノ内公園体育館	奥州市水沢字聖天85番地 2	23-3165
奥州市水沢南地区センター	奥州市水沢大鐘町二丁目12番地	25-7990
奥州市常盤地区センター	奥州市水沢台町 2 番12号	24-4276
奥州市佐倉河地区センター	奥州市水沢佐倉河字西沖ノ目 4 番地 1	23-3361
奥州市真城地区センター	奥州市水沢真城字柿ノ木下99番地	26-3920
奥州市姉体地区センター	奥州市水沢姉体町字宿 8 番地 3	26-2524
奥州市羽田地区センター	奥州市水沢羽田町久保 9 番地	24-7445
奥州市黒石地区センター	奥州市水沢黒石町字鶴城 9 番地 2	26-3819

(1) 休館日

12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 開館時間

午前8時30分から午後9時まで

(3) 使用料及び利用申請開始時期

ア 奥州市水沢地区センター及び堀ノ内公園体育館

(ア) 利用申請開始時期 利用する月の2か月前から（ただし4月分は3/1から）

（例：6/10利用→4/1受付開始）

(イ) 使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
第1会議室	200円	適用区分 1
第2会議室	200円	
日本間 1	200円	
日本間 2	200円	
第1コミュニティ室	200円	
第2コミュニティ室	200円	
調理室	200円	
視聴覚室	200円	
研修室	200円	
音楽室	200円	
工芸準備室	200円	
工芸実習室	400円	適用区分 2
多目的ホール	500円	適用区分 3
堀ノ内公園体育館	600円	全面使用
	300円	半面使用

(ウ) 令和5年度定期利用団体申込受付 終了

イ 奥州市水沢南地区センター

(ア) 利用申請開始時期 利用する日の2か月前から
(例：6/10利用→4/10受付開始)

(イ) 使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室1		200円	適用区分1
会議室2		200円	
コミュニティ室		200円	
調理室		200円	
和室1		200円	
和室2		200円	
音楽室		400円	適用区分2
講堂	全面使用の場合	600円	適用区分4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和5年度定期利用団体申込受付 1/27まで

ウ 奥州市常盤地区センター

(ア) 利用申請開始時期 利用する月の1か月前から
(例：6/10利用→5/1受付開始)

(イ) 使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
和室1		200円	適用区分1
和室2		200円	
会議室		200円	
コミュニティルーム		200円	
調理室		200円	
研修室		400円	適用区分2
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和5年度定期利用団体申込受付 終了

エ 奥州市佐倉河地区センター

(ア) 利用申請開始時期 利用する月の2か月前から (ただし4月分は3/1から)
(例：6/10利用→4/1受付開始)

(イ) 使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
研修室（和室）		200円	適用区分 1
図書室		200円	
調理室		200円	
第 1 会議室		200円	
第 2 会議室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和 5 年度定期利用団体申込受付 2 / 8 まで

オ 奥州市真城地区センター

(ア) 利用申請開始時期 利用する月の 1 か月前から

(例： 6 / 10 利用 → 5 / 1 受付開始)

(イ) 使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
和室 1		200円	適用区分 1
和室 2		200円	
調理室		200円	
会議室 1		200円	
会議室 2		200円	
講堂	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和 5 年度定期利用団体申込受付 2 / 10 まで

カ 奥州市姉体地区センター

(ア) 利用申請開始時期 利用する月の 2 か月前から

(例： 6 / 10 利用 → 4 / 1 受付開始)

(イ) 使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
講習室（和室）		200円	適用区分 1
集会室（和室）		200円	
調理実習室		200円	
健康相談室		200円	
農事研修室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和5年度定期利用団体申込受付 2/13まで

キ 奥州市羽田地区センター

(7) 利用申請開始時期 年度内であればいつでも申請が可能
(例：6/10利用→4/1受付開始)

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
遊戯室		200円	適用区分1
資料室		200円	
研修室		200円	
調理実習室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和5年度定期利用団体申込受付 2/20まで

ク 奥州市黒石地区センター

(7) 利用申請開始時期 利用する月の1か月前から
(例：6/10利用→5/1受付開始)

(イ) 使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
第1会議室		200円	適用区分1
第2会議室		200円	
研修室(和室)		200円	
調理実習室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分4
	半面使用の場合	300円	

(ウ) 令和5年度定期利用団体申込受付 随時

ケ 付加使用料(各地区センター共通)

適用区分		冷房	暖房	ガスコンロ又は電磁調理器	照明
適用区分1		100円	100円	100円	0円
適用区分2		200円	200円		0円
適用区分3		200円	200円		100円
適用区分4	全面使用の場合	200円	200円		200円
	半面使用の場合	100円	100円		100円

2 水沢地域交流館（アスパア）

名称	場所	電話
水沢地域交流館	奥州市水沢字吉小路38番地3	22-6111

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

午前10時から午後9時30分まで

(3) 使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
サロン	200円	100円	100円
会議室1	200円	100円	100円
会議室2	200円	100円	100円
和室	200円	100円	100円

(4) 利用申請開始時期 利用する月の1か月前から

(例：6/10利用→5/1受付開始)

(5) 令和5年度定期利用団体申込受付 1/31まで

3 奥州市文化会館（Zホール）

名称	位置	電話
奥州市文化会館	奥州市水沢佐倉河字石橋41番地	22-6622

(1) 休館日

ア 火曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

午前9時から午後10時まで

(3) 使用料

使用区分		使用料（単位：円）					
		9時から			13時から		17時から
		13時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
展示室	入場料を徴収しない	4,000	7,300	12,700	4,200	9,900	6,800
	1,000円以下の入場料を徴収する	4,500	8,200	14,100	4,700	10,800	7,400
	1,000円超の入場料を徴収する	7,500	13,900	23,800	8,000	18,500	12,600
リハーサル室		4,620	8,300	14,100	4,620	10,700	7,370
第1会議室		1,760	3,100	5,000	1,760	3,700	2,420
第2会議室		1,760	3,100	5,000	1,760	3,700	2,420

第1楽屋	1,210	2,100	3,600	1,210	2,700	1,870
第2楽屋	880	1,500	2,600	880	1,900	1,320
第3楽屋	1,210	2,100	3,600	1,210	2,700	1,870
第4楽屋	880	1,500	2,600	880	1,900	1,320
第5楽屋	880	1,500	2,600	880	1,900	1,320
第1練習室	1,430	2,600	4,500	1,540	3,500	2,420
第2練習室	1,210	2,200	3,800	1,320	2,900	1,980
第3練習室	990	1,800	3,200	1,100	2,500	1,760
第1和室	1,100	1,900	3,200	1,100	2,400	1,650
第2和室	1,210	2,100	3,600	1,210	2,700	1,870
第3和室	770	1,300	2,300	770	1,700	1,210
屋外ステージ（1回に付）	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

- (4) 利用申請開始時期 利用する日の1年前から
(例：6/10利用→前年の6/10受付開始)

4 奥州宇宙遊学館

名称	位置	電話
奥州宇宙遊学館	奥州市水沢星ガ丘町2番12号	24-2020

- (1) 休館日
ア 火曜日（ただし、火曜日が祝日の場合、火曜日に最も近い休日でない日）
イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間
午前9時から午後5時まで

(3) 使用料

使用区分	基本使用料（1回当たり）		付加使用料
	9時から13時まで	13時から17時まで	
セミナー室	1,650円	1,650円	冷暖房設備：100円／1時間 ポータブルプロジェクター上映設備：550円／1時間

- (4) 利用申請開始時期 年度内であればいつでも申請が可能
(例：6/10利用→4/1受付開始)

5 水沢体育館

名称	位置	電話
水沢体育館	奥州市水沢中上野町1番85号	23-3841

- (1) 休館日
12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間
午前9時から午後9時まで

(3) 使用料

使用区分					基本使用料		付加使用料
					全面使用	半面使用	
体育館	貸切使用の場合 (1時間まで毎)	入場料 徴収し ない	アマチュア スポーツ、 サークル活 動、レクリ エーション	児童 生徒	300円	150円	○照明設備 全面300円／1時間 半面150円／1時間 ○放送設備 1,100円／1回 ○ステージ照明設 備 270円／1時間 ○持込器具、器材の 電気使用 110円／1回路
				一般	600円	300円	
			その他の催事使用		1,200円	600円	
		入場料 徴収す る	アマチュア スポーツ、 サークル活 動、レクリ エーション	児童生 徒	600円	300円	
				一般	1,200円	600円	
			その他催事 使用	非営利	1,800円	900円	
			営利	6,000円	3,000円		
	個人使用の場合(1人1回の入 場につき)				児童 生徒	50円	
			一般	110円			
会議 室	入場料を徴収しな い	アマチュアスポー ツ、サークル活動、 レクリエーション		1室につき 160円		○持込器具、器材の 電気使用 110円／1回路	
		その他催事使用		1室につき 270円			
	入場料を徴収する	アマチュアスポー ツ、サークル活動、 レクリエーション		1室につき 450円			
		その他催事使用		1室につき 910円			

(4) 利用申請開始時期

- ア 4～11月利用 利用する月の2か月前から
(例：6/10利用→4/1受付開始)
- イ 12～3月利用 利用する月の1か月前から
(例：12/10利用→11/1受付開始)

6 水沢武道館

名称	位置	電話
水沢武道館	奥州市水沢秋葉町24番地3	23-2517

(1) 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(3) 使用料

- ア 基本使用料

(ア) 武道室及びトレーニングスペース

使用区分				使用料	
				一般	児童生徒
武道室	貸切使用 (1時間まで毎)	入場料 無料	アマチュア スポーツ	490 円	240 円
			その他	1,470 円	
		入場料 有料	アマチュア スポーツ	740 円	370 円
			その他	3,700 円	
	営利を目的とする場合			5,770 円	
個人使用 (1人1回の入場につき)				110 円	50 円
トレーニング スペース	貸切使用 (1時間まで毎)	アマチュアスポーツ		330 円	160 円
		その他		990 円	
	個人使用 (1人1回の入場につき)				110 円

(イ) 会議室等

使用区分			使用料 (1回当り)
会議室・ ロビー	入場料無料	アマチュアスポーツ	160 円
		その他	1,650 円
	入場料有料	アマチュアスポーツ	1,650 円
		その他	2,200 円
	営利を目的とする場合		
控室	入場料無料	アマチュアスポーツ	330 円
		その他	3,300 円
	入場料有料	アマチュアスポーツ	3,300 円
		その他	4,400 円
	営利を目的とする場合		

(ウ) 付加使用料

使用区分	使用料
照明 (武道室)	全灯 1時間まで毎 1,580 円
照明 (トレーニングスペース)	1時間まで毎 150 円
冷房装置 (会議室)	1時間まで毎 330 円
冷房装置 (控室)	1時間まで毎 660 円
ブルーヒーター	1台まで・1時間まで毎 440 円
ストーブ	1台まで・1時間まで毎 330 円

(4) 利用申請開始時期 利用する月の2か月前から (例: 6/10利用→4/1受付開始)

※後藤伯記念公民館については、施設の老朽化により利用受付休止中とのこと。